

※収集日の見方…… ㊦ 第3金とは、その月の3回目の金曜日のことです。

区分 地域	収集地域	もえるごみ	もえない ごみ 粗大ごみ	資源ごみ		
				ペット ボトル	プラスチック製 容器包装	カンビン・小型金属 古紙・古布
サ 行	清水	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	下里町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	自由ヶ丘	月・木	第3水	第4水	第2水・第4水	第1水
	昭栄町	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	末広町	火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
タ 行	荘園町	火・金	第3木	第4木	第2木・第4木	第1木
	大師町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	滝畑	月・木	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	高向	火・金	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
	千代田台町	月・木	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
ナ 行	千代田南町	月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
	寺元	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	中片添町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	長野町	火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
	流谷	水・土	第3金	第4金	第2金・第4金	第1金
	南花台(クローバーハイツを除く)	月・木	第1金	第2金	第2金・第4金	第3金
	南花台の一部(クローバーハイツ)	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	西片添町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	錦町	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	西代町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	西之山町1・2・3番	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	西之山町(1・2・3番を除く)	水・土	第1木	第2木	第2木・第4木	第3木
	日東町	火・金	第3月	第4月	第2月・第4月	第1月
	野作町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	八 行	鳩原	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木
原町、原町一〜六丁目		火・金	第2水	第1水	第1水・第3水	第4水
東片添町		水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
日野		月・木	第1水	第2水	第2水・第4水	第3水
古野町		月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
マ 行	本多町	月・木	第1火	第2火	第2火・第4火	第3火
	本町	火・金	第1月	第2月	第2月・第4月	第3月
	松ヶ丘中・西・東町	月・木	第2金	第1金	第1金・第3金	第4金
	美加の台	火・金	第4月	第3月	第1月・第3月	第2月
	三日月町	水・土	第2火	第1火	第1火・第3火	第4火
	緑ヶ丘北・中・南町	火・金	第3木	第4木	第2木・第4木	第1木
	南青葉台	水・土	第2月	第1月	第1月・第3月	第4月
	南ヶ丘	水・土	第2月	第1月	第1月・第3月	第4月
	南貴望ヶ丘	火・金	第2木	第1木	第1木・第3木	第4木
	向野町(アメニティ長野、区画整理内を除く)	月・木	第3火	第4火	第2火・第4火	第1火
向野町の一部(アメニティ長野、区画整理内)	火・金	第3水	第4水	第2水・第4水	第1水	

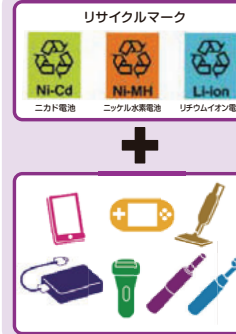
※ルールを守られていない
ごみは収集できません!!

収集できないときは、収集できない理由を書いたシールを貼っています。
出した人が回収し、正しい方法で出し直してください。

不法投棄・野焼き
禁止 (一部例外を除く)
法律により罰せられます

リチウムイオン電池などの回収にご協力ください!

スマートフォンや小型家電製品に使われているリチウムイオン電池等が原因とみられる火災事故が、ごみ処理施設や収集車両で頻繁に発生しています。リチウムイオン電池等は、強い衝撃が加わったり変形したりすると、発熱、発煙、発火するなど大変危険です。リチウムイオン電池等はリサイクルマークが目印です。



発火原因となった加熱式たばこ 発火原因となったデジタルカメラ 発火原因となった掃除機

出典：(イラスト・写真)公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

市内にリサイクルBOX缶を設置しています(無料)

リチウムイオン電池等は電子機器から取り外して、家電量販店等の協力店や市役所に設置しているリサイクルBOX缶へ出して、リサイクルしてください。



リサイクルBOX缶設置協力店検索はこちら▶

ふれあい収集

ごみを集積場まで持ち出すことが困難な高齢者や、障がいをもつ方々の日常生活をサポートするため、決まった曜日に玄関先でのごみ収集を実施しています。

〈対象となる世帯〉

- ① 市内居住者で次のいずれかに該当する世帯
- ② 要介護2以上の認定を受けた高齢者の世帯
- ③ 身体障がい1級または2級の世帯
- ④ 知的障がいAの世帯
- ⑤ 精神障がい1級の世帯



◎上記の世帯以外でもふれあい収集を利用できる場合があります。まずは、環境衛生課へお問合わせください。



ふれあい収集・助成金交付制度

資源集団回収の助成金交付制度



古紙(新聞、雑誌、段ボール)、古布、金属類(アルミ缶、スチール缶)を集団回収している団体等に助成金を交付しています。集団回収でごみの減量化・資源化を図りましょう。

対象 自治会、子ども会、婦人会、老人会、PTA等

助成金額 1キログラムにつき3円
※年度により変更になる場合があります。◎詳しくは、環境衛生課へお問合わせください。



清掃工場へ持ち込む

ごみを清掃工場へ持ち込むことができます。

受付 平日9:30~16:30 場所 河内長野市日野1564-3
電話 55-7456 料金 20kgごとに340円



臨時ごみ 有料・予約制



引越しや整理・整頓に伴う多量のごみは、有料・予約制により、自宅前で収集することができます。収集希望日の4日前(土・日・祝日を除く)までに環境衛生課へ申し込んでください。

- 収集日：月〜土曜の午前中
- ※家の前やカーポートなど、収集車両(2t車)が停められる場所へ出してください。家の中からの運び出しは行いません。



詳しくはこちらから▶

犬、猫などの動物の死体の収集

- 飼い犬、飼い猫など

料金(1体につき)
市営斎場に持ち込む場合(受付9:00~16:00) 直接、市営斎場へ持ち込んでください。 3,000円
自宅まで引き取りを依頼する場合 環境衛生課へご連絡ください。 4,500円

- ※段ボール箱に入れてください。
- ※毛布など敷かず、副葬品も入れないでください。

- のら犬、のら猫など
発見された場合は環境衛生課へご連絡ください。

